

駿州岩本村文書解題

舊藏者 靜岡縣富士郡岩本村

舊藏地 (舊) 駿河國富士郡岩松村岩本

岩本村の沿革と概況

岩本村は韮山代官支配の天領で、東海道の要衝たる富士川の東岸に位し、西岸岩淵村と相對峙して、共に富士川渡船役を擔つた特殊な性格を持つ村である。

慶長四年九月、幕府は同村の檢地を行うと共に、富士川渡船の舟子を確保するため、居屋敷を下附して、更に此地に住民を集めしめた。元祿十六年現在、戸數九十二、牛二、馬二十六となつてゐる。

幕府はまた元和四年、寛永五年の兩度に岩本・岩淵兩村の船頭六十人に對して二十人扶持を與え、寛文六年十二月には、渡船役人に對して二十石の扶持米を與え、諸役を免除して渡船役に専從せしめた。兩村の負擔分配は岩淵三分の二、岩本三分の一であり、扶持もまたこの比率によつて配分された。

次に天保八年の「村方明細書上帳」によつて、村の概況を示そう。

江川太郎左衛門御代官所

駿河國富士郡 岩本村

富士川御渡船役郷東端并甲州通横往來相勤申付

一村高八百八拾四石六斗九合

内譯

高四百七石九斗四升八合 本田

野村彦太夫様
諸星庄兵衛様
延寶三卯年御檢地

高貳百四拾三石三斗九升七合 同所新田

右同斷 同年 御檢地

高貳百拾七石四斗五升九合 同所加嶋新田

古郡慶左衛門同年 御檢地

高六斗八升八合
卯御高入
同所新田

吉田源之助様
岩松直右衛門様
延享四卯年
御檢地

高拾五石壹斗壹升七合

子丑寅御高入
同所新田

柴村藤三郎様
久保平三郎様

安永九子天明元丑同貳寅年
御檢地

合高八百八拾四石六斗九合

内

高四百貳拾五石八斗六升八合

田方

高四百五拾八石七斗四升壹合

畑方

一當村庄郷縣名無御座

一江戸迄道法凡三拾六里

一江戸之方當村御支配豆州葺山御役所江道法凡九里

一同方吉原宿江道法凡壹里半

一上之方蒲原宿江道法凡壹里半

一同方駿府御城下江凡九里

一同手方大宮町江道法凡壹里半

(中略)

一 御渡船場往還道 上船居 中船居 共長九拾間巾貳間

但 右御渡船御用地川丈三百間當村ニ而支配
仕河原道道掃除等自普請ニ仕來申

一同往還道長三拾間

御用會所 壹軒
但御渡船役人家 壹軒
髮結家 壹軒
御渡船御高札 壹軒

右場所之儀者當村御渡船定御用地下之かた川丈三百間之内岩本村御用地居村之儀者北之方凡拾四町程引込住居仕間御渡舟御用弁御差支從古來勤來申

右定御渡船場傍示杭之儀先年元祿年中當村者井出治左衛門様御代官所松岡村者古郡文右衛門様御代官所之せつ往還通松岡村境へ御建被遊_レ處其後當村ニモ御同支配ニ相成_レニ付右傍示杭當時者無御座_レ

一 右川御渡船勤方 三分二役 庵原郡 岩淵村
三分一役 富士郡 岩本村

但常水 夏川 八尺餘
冬川 六尺餘

(中 略)

一定渡船六艘 長五間四尺
但巾五尺貳寸 深貳尺

(中 略)

右定御渡船六艘之内三艘ツ、年々御入用ヲ以御造替被仰付御材木者富士山御林_レ被下_レ

右爲御手當

御扶持方貳拾人扶持

元和四午年 寛永五辰 岩淵村岩本村船頭六拾人へ兩度被下_レ

高貳拾右

寛文六午年 岩淵村岩本村兩村役人へ被下_レ

(中略)

一 高瀬船拾八艘

但巾 七間貳尺
深 貳尺壹寸

是へ兩村百姓自分持ニ御座候

(中略)

一 岩本村之義者古來より諸役御免之村方ニ御座_レ間富士川御渡船御役之外何宿江も助郷役等相勤不申_レ勿論當村者甲州信州江之往來

ニ而御用家様御通行之節へ人馬差出シ御傳馬繼御用相勤申_レ(後略)

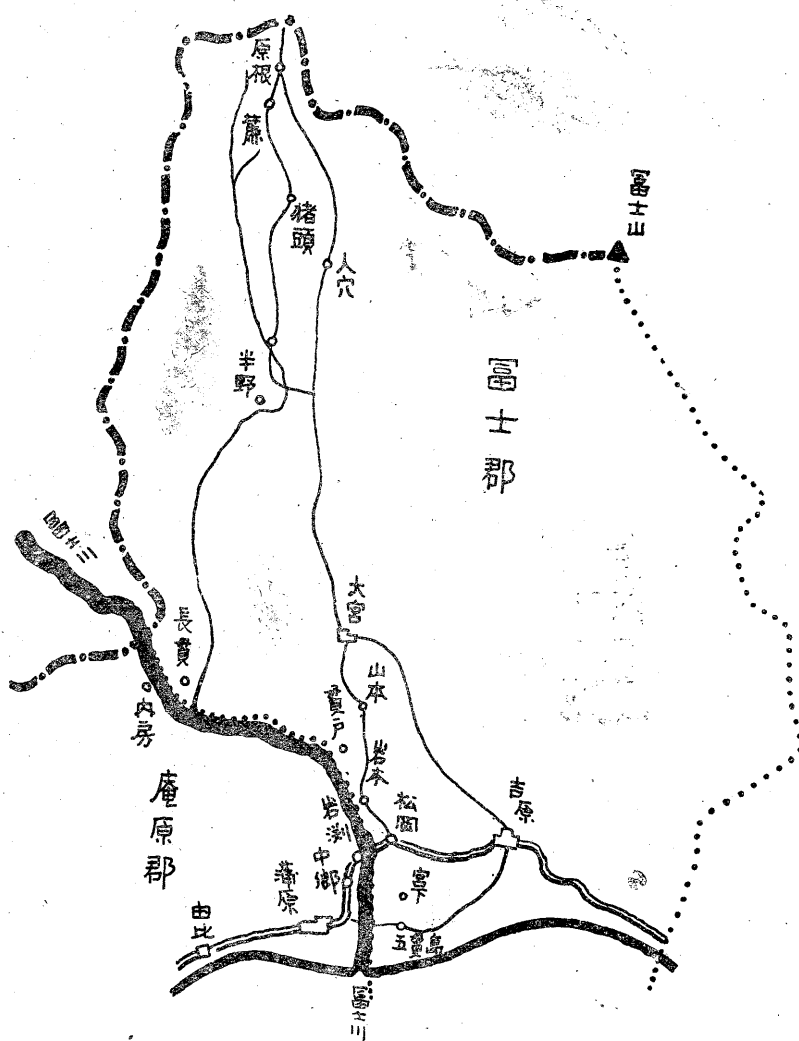
文書の概要

本文書は、上記の如き富士川渡船郷たる岩本村の村有文書で、その年代は永祿より明治初年に亘つている。特に、村方の渡船役動

方と對岸岩淵村との係争を中心とする慶長以降の渡船關係史料は、近世交通史料として、貴重なるものである。尙、慶長四年九月、横田村詮が檢地直後に與えた法度書(寫)は、近世初期の民政史料として注目に價するものであり、幕末の渡船賃の書上は、當時の交通量を推計するに足るものである。なお本文書目録附載の「富士川交通史料寫」は、金澤甚衛氏が岩本村をはじめ岩淵村その他周邊所在の史料を採訪謄寫せられた八十冊から成るペン書の寫本である。(第五〇冊欠本) 本文書を補足するに足る史料が多いが、抄寫が尠くないのは憾むべきである。尙、明細の目録には、原本が岩本村文書に存するものは省略に従つた。

附記 本文書は、金澤甚衛・三井源右衛門兩氏の手を経て當館の所蔵に歸した。

岩本村文書參考略圖



遠州氣賀宿文書解題

「大日本地名辭典」に依れば

「今氣賀町、人口六千六百、引佐郡役所あり、濱松の西北三里半、井伊谷川此に至り引佐入江に歸す。氣賀は近世近藤氏一萬五千石の邑にして幕府此に關柵を立て、新居と相倚り東海道の監視を爲さしめたり。」

とあり、特に關所として注目される。關所の創立は元和元年と云はれ、つゞいて寛永四年氣賀を中心に要害村が設置されている。近世初頭にこの地に關所が設置されたのは、後世姫街道と呼ばれるこの街道の交通が、當時から相當頻繁であつた爲であり、又氣賀がこの街道の要地であつたからに外ならない。寛政八年の書上に據れば、

覺

一、從氣賀町

濱松江四里八丁
三ヶ日江三里

一、高拾八石貳斗三升八合

一、地子御免許無御座候

一、加宿氣賀上村氣賀町江入交御座候

人輕	本	人輕	本
足尻	荷	足尻	荷
百廿四文	百七拾五文	百八拾六文	二百七拾五文

但大造成御通行之節者吳石村江茂加宿仕候。

一、御本陣壹軒

中村與太夫

一、脇本陣無御座候

一、間屋無御座候平日組頭宅ニ而取仕斗候

但間屋給米繼飛脚給米無御座候

組頭

所右衛門

一、高札場壹ヶ所

切支丹御制札火附御制札徒黨御制札御座候其ノ外御制札無御座候

卯八月（寛政八年）

氣賀町

組頭

所右衛門

と氣賀町の一端が窺はれる。關所としては番頭二人、平番五人、下番二人、鐵砲二十挺、鎗拾本、棒三十本其の他又「關所繪圖」に依つて一應の構成を知ることが出来る。町の變遷は、寛文三年に七拾貳軒、正徳二年八拾軒三百四拾參人と見え、享保六年、同一七年には五拾四軒、六拾五軒と減少し、寛政五年七拾壹軒、天保一四年百拾壹軒、明治六年百壹軒人口も參百貳人、四百六拾六人、四百參拾壹人と漸次増加してゐる。享保期には内拾四、五軒の水吞があり、又正徳に酒屋、桶屋、木挽、樽物師各一名、享保七年に作間稼としては男は薪取、女は木綿織の事が見え、寛政には旅籠も一軒多拾壹軒へ増加、酒屋も六・七軒、副業として木綿、琉球産が出て來ている。なほ氣賀町を中心に七ヶ村（上村、油田村、

伊目村、下村、小森村、吉本村、吳石村）は合せて氣賀村と總稱せられ、助郷村として密接なる關係にある。

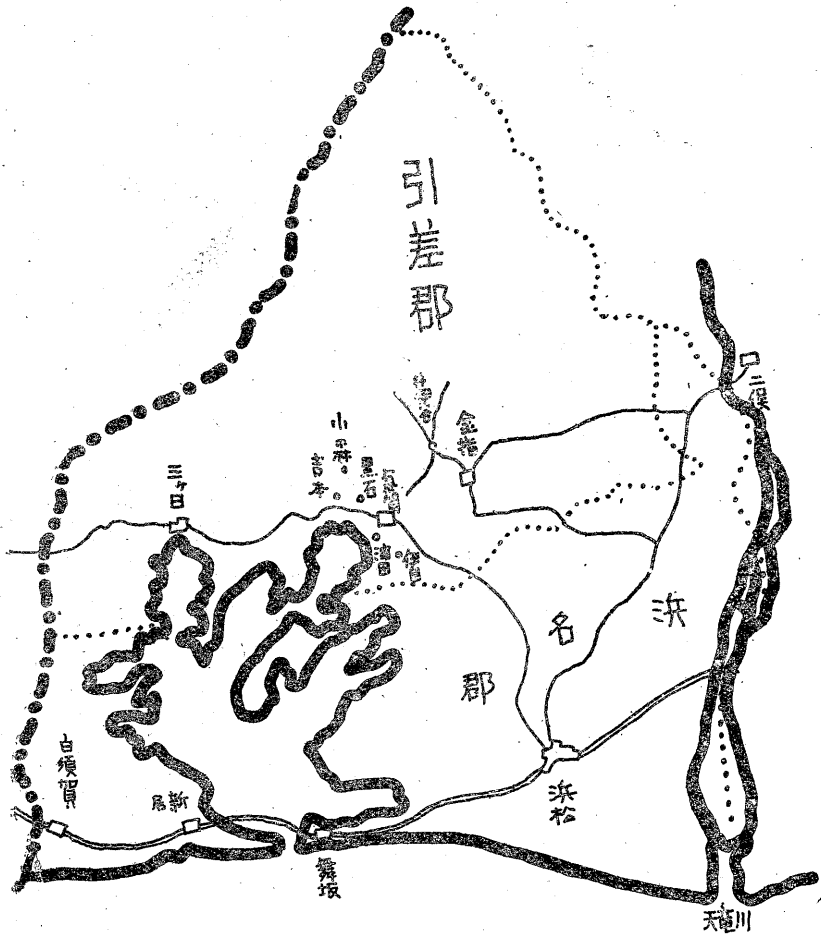
即ち當町の支配關係は近藤（縫殿介）氏に屬して居り、はじめ脇街道として正式には傳馬役もなく、臨時の大通りのある場合にのみ道中奉行の特命に依て近隣の諸村に助郷役を課すことが出來たのであつたが、寶永四年の大地震に今切の舟渡になつて以來この本坂通りの脇街道に於ける交通量が増加したので當初は助郷の村々との紛争も屢々起つたが、遂に明和元年四月から正式に道中奉行の支配を受ける宿驛となつた。

中村家は當宿唯一の本陣であるが、同家は天正及慶長の書付に依れば、當時から既に「市」及貢租收納の責任者であり、明曆二年の水帳では氣賀町内總高一町八反の内五畝以下六十三人五畝以上六人の内二反六畝餘を占め、越石高として他に六十石を有してゐる大地主で、關所の設定と共に氣賀宿の本陣となり、氣賀町及上村の庄屋を兼ねて幕末まで連綿とした舊家であつた。本文書は同家に傳へたものである。

本文書の内容は、従つて關所、通行、助郷、宿驛等の交通關係を中心とするもので、江戸初期から幕末に至るその量に於いても内容に於いても頗る貴重なものであるが、元和の水帳寫をはじめとする土地、租税、町政及寺社、祭禮に關するものも少くないので、氣賀を中心とする交通史の研究と共に、この周辺の農村の社會經濟的な實態を知る點で兩者の統一的な研究が今後望まれる。

附、なほ本文書に據る氣賀關の研究には大山敷太郎氏の論稿（「日本交通史の研究」所載）がある。

氣賀宿文書參考略圖



昭和二十八年三月二十五日 印刷
昭和二十八年三月三十日 発行

発行所 東京都品川区豊町一丁目一、一三八番地
編集者 史料館

印刷所 東京都千代田区神田猿樂町二丁目四番地
株式会社 松浦印刷所

印刷者 東京都千代田区神田猿樂町二丁目四番地
松浦九一